

腰越行政センター高窓開閉装置保守点検委託仕様書

(一般事項)

第1条 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき、委託者の指示に従い施行すること。

2 本委託に関する法令、条例、初期職等はこれを遵守すると共に関係官庁等のさだめる規定に基づき施行すること。

3 本仕様書は本委託の基本的内容について、定めたものであり、記載されていない事項であったても、当然必要であると判断されるものについては、受託者の責任において施行すること。

4 受託者及び業務関係者は、委託者の管理上の諸規定及び指示に従うこと。

5 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労働災害等の発生がないように努めること。

6 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど委託者と協議し、その指示に従うこと。

(対象機器)

第2条 本契約の対象となる機器及び台数等は次のとおりとする。

(1) 電動オペレーター S L E 80 4台 (8窓)

(2) 手動オペレーター S L 80・88 19台 (44窓)

(3) トップライト 4台 (4窓)

(委託業務の内容)

第3条 受託者は機器の正常な作動状態の維持・確保を図るため、年1回技術者を派遣し、保守点検業務を行う。実施の時期は原則として10月とし、その実施日時は委託者及び受託者の協議により定める。

2 受託者は、機器の故障等について、委託者からの要請があった場合は、速やかに技術員を派遣して点検を行い、その結果を委託者に報告するとともに、

委託者と協議のうえ必要な処置を講ずるものとする。

3 オペレーター装置の交換部品（潤滑剤等を除く）及びサッシ類の建材等の不都合に起因する故障修理は、この契約の業務範囲に含まないものとする。

（報告及び検査確認）

第4条 受託者は、業務を行った場合、その結果を所定の書式により委託者に報告し、必要に応じて委託者の検査または確認を受ける。

以上